

## 第3章 基本目標(分野別目標)

さまざまな行政課題に対応するため、分野別に5つの基本目標を設定し、施策を展開します。基本目標の推進にあたっては、共通目標を根底に置き実施します。

### 基本目標 1

#### 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保

【自然環境・生活基盤】

## 第1節

### 美しい自然環境の保全・継承

#### 現状と課題

- ◆ 本市は海に囲まれ、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観がすばらしく、西海国立公園に指定されるなど美しい自然環境に恵まれています。  
安満岳、鯛の鼻、川内岬、志々伎山などの自然公園が整備されており、その風光明媚な景観は大きな観光資産になっており、私たちはこの自然から安らぎやいやしなど数多くの恵を受けています。先人たちから受け継いだこの恵まれたすばらしい大自然を保全し、後世に継承することは今を生きる私たちにとって最大の使命といえます。
- ◆ 本市では、これまで大きな公害問題はなく、全般的に良好な環境を保全していましたが、近年は日常生活に起因する生活排水・交通公害・近隣騒音・廃棄物等の都市生活型公害の問題に加え、ダイオキシンや環境ホルモン、地球温暖化等非常に多様で特定の原因者を持たない、地球規模での複雑な環境問題が顕在化しています。

こういった公害を未然に防止するため、公害の発生源に対する指導・監視・調査を強化するなど、良好な環境を維持するための環境

対策を推進することが必要です。

- ◆ 現在、ごみは、北松北部クリーンセンターと大島村クリーンセンターで処理しており、最終処分場は、各地区に整備されています。

市民の快適な生活環境を実現するため、ごみの減量や7種類の分別回収によるリサイクルの推進、市民への啓発活動、市民団体への支援を行いながら、ごみ処理体制の充実やごみ処理施設の整備と適正処理などに努めてきました。

そのため、ごみの量は、年々減少しており、ごみの減量化が進んでいます。

今後とも、衛生的で快適な生活環境を維持し、持続可能な資源循環型社会<sup>※1</sup>の形成に努めることが求められています。



北松北部クリーンセンター

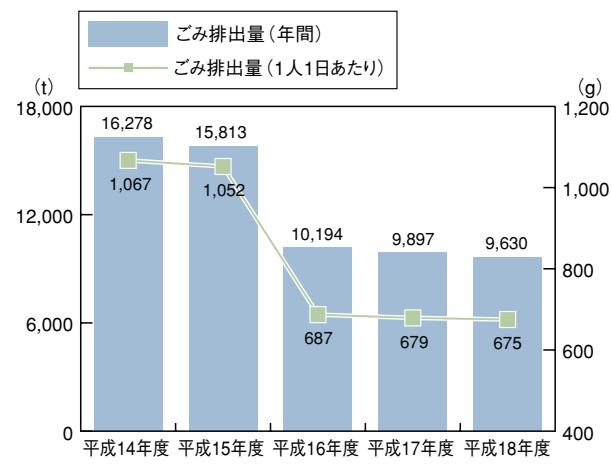
#### ※1 資源循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用および適正処理を図るなど、物質循環ができる限り確保することによって、環境への負荷をできるだけ少なくし、循環を基調とする社会経済システムが実現した社会

◆ 汚水処理の状況は、し尿の計画収集、浄化槽及びコミュニティプラント<sup>\*1</sup>を設置し、北松北部クリーンセンターと大島村し尿処理場で汚泥処理を行っています。市内には公共下水道が整備されておらず、平成18年度では汚水処理人口が7,591人、汚水処理人口普及率が19.4%と低率となっています。

今後は、適正な生活排水対策のため、浄化槽の設置促進が必要です。

### ■ごみの排出量の推移



資料:市民課

### ■汚水処理の状況

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口	41,801	41,180	40,640	39,930	39,077
汚水処理人口	5,243	5,722	6,761	7,197	7,591
農業集落排水	158	158	158	158	158
コミュニティプラント	130	130	170	170	204
浄化槽(合併処理)	4,955	5,434	6,433	6,869	7,229
汚水未処理人口	36,558	35,458	33,879	32,733	31,486
みなし浄化槽(単独処理)	3,329	3,225	2,675	2,675	2,620
計画収集	31,504	30,682	29,751	29,923	28,730
自家処理	1,725	1,551	1,453	135	136
汚水処理人口普及率	12.5%	13.9%	16.6%	18.0%	19.4%
水洗化率	20.5%	21.7%	23.2%	24.7%	26.1%

各年10月1日現在

資料:市民課

#### ※1 コミュニティプラント

市町村が「一般廃棄物処理計画」に基づき、集落や団地などに地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設

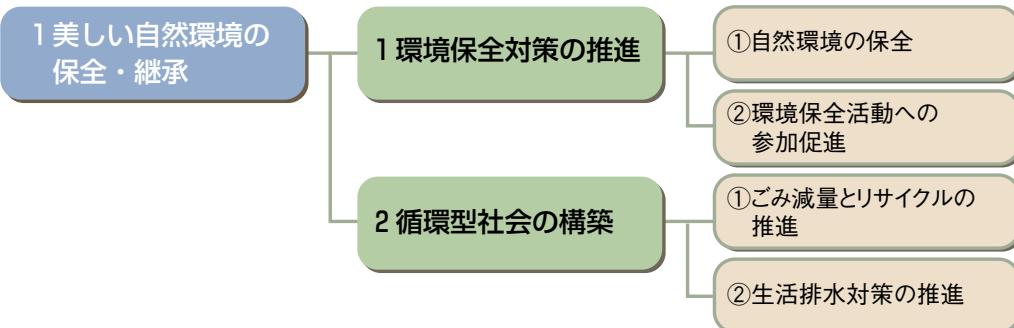
### 市民の満足度（50項目）～市民アンケートから～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
自然環境の保全に関すること	57.2%	ごみの収集・処理・減量化・再資源化対策に関すること	57.1%
生活排水処理、し尿処理の対策に関すること	52.1%		

### 目標・方針

豊かで美しい自然を保全し、環境にやさしい循環型社会を目指します。

### 施策体系



### 施策の内容

#### 1 - 1 - 1 環境保全対策の推進

##### ① 自然環境の保全

- ◆ 住民参画により「環境基本計画（仮称）」を策定し、環境に関する市民の意識向上を図り、総合的な環境保全対策を一体的に推進します。

- ◆ 工場・事業所等監視調査地点での測定を強化し、環境悪化を未然に防止します。
- ◆ 森林組合等の関係団体やボランティア等と一緒にして雑木の伐採や棚田の管理などにより、山や傾斜地の環境の保全を推進します。

- ◆ 西海国立公園の特別地域の保護と景勝地などの整備・利用を促進します。また、自然公園の維持管理を充実し、有効な活用を図ります。
  - ◆ 不法投棄の監視強化や適正な生活排水処理を推進し、海や河川の水質汚濁を防止します。
- ② 環境保全活動への参加促進
- ◆ 「自分たちの地域環境は自分たちで守り管理していく」という意識を高めるため、地域や学校などと連携し、環境教育・環境学習を推進します。
  - ◆ 山間・丘陵部の森林について、散策路・ハイキングルートの充実や自然体験施設の整備等を進め、市民が自然と親しみ、自然の大切さを学ぶ場の提供を図ります。
  - ◆ 市民が気軽に環境保全活動に参加できるような情報の提供とともに、環境に関する研修や講座などを開催し、地域リーダーやボランティアの育成を図ります。
  - ◆ 子どもエコクラブなど地域における環境保全活動への支援や関係団体と連携したエコツーリズム<sup>\*1</sup>を推進します。
  - ◆ 生ごみ活用による野菜づくりや家庭内排水の浄化を進めるため、EM培養機器<sup>\*2</sup>の貸与や活動団体への支援を行います。
  - ◆ 地球温暖化を防ぐため、「チーム・マイナス6%」<sup>\*3</sup>へ参加する事業所等を支援します。

### 1-1-2 循環型社会の構築

- ① ごみ減量とリサイクルの推進
- ◆ 環境団体等との協力による啓発活動を充実し、市民の意識高揚を図ります。
  - ◆ 「4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）<sup>\*4</sup>運動」や生ごみの堆肥化を推進し、一体的にごみの減量と有効資源の再利用を図ります。
  - ◆ ごみの減量、再資源化、再利用に取り組む市民や団体等を支援し、分別排出、分別収集をさらに推進します。
  - ◆ 地域のごみ減量リーダーを育成し、ごみ減量、リサイクルを推進します。



海岸清掃



古紙回収活動

#### \*1 エコツーリズム

旅を通じて、環境保護や自然保护への理解を深めようという考え方で、環境の保護と地元の経済発展の両立を目指す。

#### \*2 EM培養機器

EMは、Effective Microorganismsの略で「有用微生物群」と訳されている。自然界にある微生物の中から乳酸菌、光合成細菌、酵母菌等の善玉菌だけを集めて培養する機器。このEMを米ぬか等に添加して発酵させたものをEMボカシといい、生ごみの発酵資材として使われている。

#### \*3 チーム・マイナス6%

京都議定書による温室効果ガス排出量6%の削減を目指す国民プロジェクト

#### \*4 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)

Refuse(発生回避)、Reduce(発生抑制、減量化)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の頭文字で、環境問題を解決するキーワード

## ② 生活排水対策の推進

- ◆ 適正な排水処理対策を普及啓発し、市民や事業所の意識高揚を図ります。
- ◆ 生活排水及びし尿を処理できる合併処理浄化槽の設置に対し、支援することにより、快適な住環境を保持するとともに、水質汚濁防止を推進します。



河川清掃

### やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
二酸化炭素排出量	H16	179,832t	172,639t	169,042t
1日のごみ排出量 (1人あたり)	H18	675g	619g	592g
汚水処理人口普及率	H18	19.4%	25.3%	32.7%

### みんなのまちをよくするために・・・

- 環境教育・学習に参加し、環境に対する理解を深めましょう。
- 緑豊かな自然を大切にし、環境保全に努めましょう。
- 地球温暖化防止のため、「チーム・マイナス6%」に参加し、省エネルギーに取り組みましょう。
- ごみを減らすための「4R運動」に積極的に取り組みましょう。
- 買い物などにマイバッグを利用しましょう。

## 第2節 快適な生活環境の充実

第3部  
基本計画

第3章

**第1節 基本目標1**  
 美しい自然環境の保全・継承／  
**第2節 基本目標1**  
 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保【自然環境・生活基盤】

## 現状と課題

- ◆ 本市の住宅環境は、平成19年4月1日現在、公営住宅が913戸、一般住宅が60戸、特定公共賃貸住宅<sup>\*1</sup>が24戸の997戸が整備されています。
- しかし、建築年が古く老朽化が著しい住宅が多く、また、耐震基準改定前の昭和56年以前の旧建築基準法に基づき建築された住宅が約45%を占めており、これらの住宅は耐震補

強がなされておらず、耐震性への問題が指摘されています。

今後は、計画的な改修等が課題です。

また、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー対策が十分とはいえず、さらには、低所得者に対する公平かつ的確な住宅供給が求められています。

## ■市営住宅の状況

単位:戸

区分	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	計
公営住宅	446	109	354	4	913
一般住宅	0	60	0	0	60
特定公共賃貸住宅	0	12	12	0	24
計	446	181	366	4	997
うち耐用年数超過住宅	286	18	150	4	458

平成19年4月1日現在

資料:都市計画課

- ◆ 市民が快適な日常生活を過ごすためにも、緑豊かな美しい生活空間の確保は重要です。これまでも、花いっぱい運動の展開、都市公園、ポケットパーク<sup>\*2</sup>の整備や生活道路の改善等、美しい生活空間の整備に努めてきました。

今後も市民が安らぎや潤いを感じられるよ

う花や緑、水など憩いの空間の整備充実が必要です。

また、魅力ある観光地として、市民の環境美化意識を高め、たばこや空き缶などのポイ捨てによるごみの散乱をなくすために、地域で環境美化を推進する必要があります。

## ※1 特定公共賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、整備する中堅所得者向け住宅

## ※2 ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地など、わずかな土地を利用した小さな公園または休憩所

◆ 本市の水道事業は、3上水道と12簡易水道により水道水を供給しており、普及率は99.5%です。水道水源は、ダム貯水・河川の表流水・地下水などを使用している状況ですが、地域によっては地形的な条件と農業用ため池を併用していることもあります。慢性的な水源不足に悩まされています。

安全・安心で安定した水道水を供給するためには、水資源の確保が最大の課題です。

また、水道事業収益の根幹をなす水道料金については、料金体系が統一されておらず、公平な受益者負担の観点からも、水道料金の適正な統一化が緊急な課題でもあります。

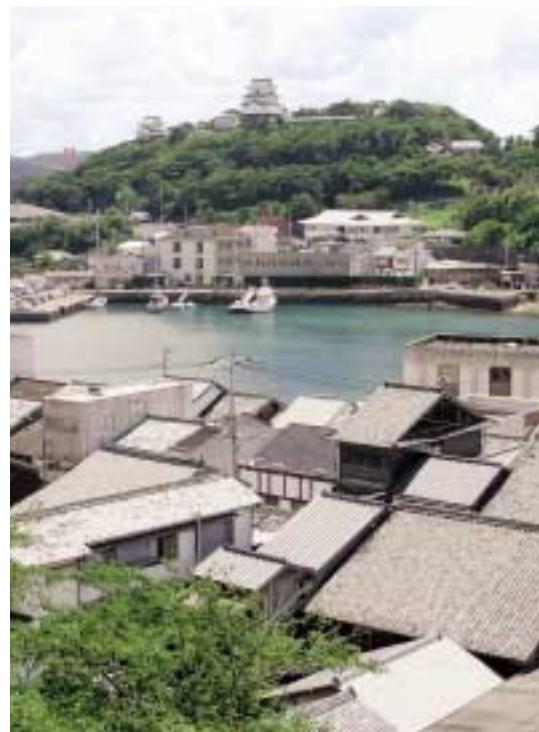
◆ 平戸城下旧町地区は長崎県の「美しいまちづくり重点支援地区」<sup>\*1</sup>及び「広告景観モデル地区」<sup>\*2</sup>の認定を受けており、また、各地域での特徴あるまちなみと歴史的建造物が「景観資産」<sup>\*3</sup>に登録されています。市民が誇りと愛着を持って、気持ちよく住み続けられ、来訪者がまた訪れてみたいと思えるまちづくりを進めています。

今後は、景観資産に登録された建造物は老朽化しているため、保守及び保全が課題となっています。また、各地域において特徴ある景観の整備を進める必要があります。

◆ 本市では、平戸地区において、昭和32年に都市機能の増進を図るため、12路線を都市計画道路として決定し、整備を推進してきました。

また、平成14年に都市計画区域の用途地域<sup>\*4</sup>が見直され、居住環境の保護、商業・工業などの都市機能の増進による快適で機能的な市街地の形成を推進しています。

今後は、合併に伴う用途地域の見直しや実情に合わせた計画路線の見直し等が必要です。



平戸城下

#### ※1 美しいまちづくり重点支援地区

美しいまちづくりの必要性と実効性の高い地区を、行政と住民の参画・協力を得ながら、まちなみ整備を重点的に支援する地区（平戸城下旧町地区美しいまちづくり重点支援地区 H16.8.17認定…浦の町、宮の町、木引田町、紺屋町、築地町、魚の棚町及び職人町の全部、並びに崎方町及び新町の一部）

#### ※2 広告景観モデル地区

広告物等と地域の景観との調和を図り、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進することが特に必要である地区（平戸城下旧町地区広告景観モデル地区H17.9.30指定…浦の町、宮の町、木引田町、築地町、紺屋町及び魚の棚町の全部、並びに崎方町、新町及び職人町の一部）

## 市民の満足度（50項目）～市民アンケートから～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
公営住宅の整備に関すること	64.6%	公園、広場の整備に関すること	60.3%
河川の整備に関すること	63.6%	生活用水の確保・水質に関すること	67.3%
街並み、景観の整備に関すること	58.3%		

## 目標・方針

自然と調和した機能的で美しく、快適に暮らせる環境を目指します。

## 施策体系



## 2 快適な生活環境の充実

## 1 魅力ある居住空間の形成

①良質な公営住宅の供給

②公園緑地の充実

③環境美化運動の推進

## 2 水資源の確保と安定供給

①水資源の確保

②水道事業の安定経営

## 3 都市環境の整備

①都市景観の形成

②都市空間の創出

## ※3 景観資産

特徴的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を景観資産として登録し、緩やかな手法により保全を進める制度（神浦集落、的山浦集落、益富家住宅、志自岐家住宅、内野家住宅、大曲敦家住宅、大曲公家住宅、普門寺、梅ヶ谷津偕楽園）

## ※4 用途地域

「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。

施策の内容

1 - 2 - 1 魅力ある居住空間の形成

① 良質な公営住宅の供給

- ◆ 公営住宅マスタークリアを策定し、老朽化した公営住宅の整理統合や耐震改修を計画的に行います。
- ◆ 公営住宅の空き状況などの情報を広報ひらどや市ホームページにより随時提供します。
- ◆ 市民の居住ニーズの把握に努め、高齢者や障害のある人、子育て世帯など多様なニーズに合わせた公営住宅の供給を図り、市民の居住の安定を確保します。
- ◆ 耐震性や防火性に優れ、環境に配慮した住宅を供給するとともに、既存住宅についても、機能や質の向上を図るため改善を図ります。
- ◆ 高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅の整備について支援します。

② 公園緑地の充実

- ◆ 地球温暖化による温度上昇を抑制するためにも、自然と調和し安らぎと潤いを感じられるよう公園の緑化を図ります。
- ◆ 子どもから高齢者まですべての人が、安全で快適に利用できるよう、都市公園、児童遊園などを充実します。

③ 環境美化運動の推進

- ◆ 市民の環境美化意識を高め、ボランティア清掃を積極的に支援し、地域での清掃活動の強化・拡大を図ります。
- ◆ アダプトプログラム<sup>\*1</sup>を導入し、活動団体を育成し、環境美化を推進します。
- ◆ ごみのない美しい観光地を目指し、市民と連携し、たばこの吸殻や空き缶などの散乱防止に努めます。
- ◆ ボランティア団体へ花苗の支給や助成を行うことにより、花いっぱい運動の輪の拡大を図ります。
- ◆ 四季折々の花を見て楽しめるよう、道路沿道や公園等への植栽を進めます。
- ◆ ごみや生活排水を海や川に流さないなどの市民の意識啓発を行うとともに、護岸等の整備については、美しい海や河川となるよう自然環境、景観に配慮します。



桜の植樹

※1 アダプトプログラム

アダプトは「養子縁組する」の意で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳されている。

ボランティアとなる市民が里親となって道路、公園等を自らの養子とみなしそうに定期的に清掃・美化活動などを行って面倒を見るやり方をいう。行政側は、ボランティア保険への加入や清掃道具の提供をするなど、ボランティア活動のサポートを行う。



まちなみ環境整備イメージ

## 1-2-2 水資源の確保と安定供給

## ① 水資源の確保

- ◆ 水道専用ダムを中南部地区に平成22年度完成を目指し建設するほか、散在し老朽化した南部上水道と5箇简易水道施設を統合整備します。
- ◆ 安全・安心で安定した水道水の供給を図るために、水道施設、設備の更新を図ります。
- ◆ 简易水道統合事業等により、水道未普及地区の解消に努めます。
- ◆ 渇水時や災害時においても安定した給水を行うため、節水意識の高揚や漏水防止の強化を促進します。
- ◆ 小規模飲料水供給施設の適正な維持管理に努めます。

## ② 水道事業の安定経営

- ◆ 中長期的な水道事業経営の展望を描きつつ、市民の理解を得ながら、公平な受益者負担を基本に水道料金を統一します。
- ◆ 市民が安心して使用できるよう水質検査を強化し、水道水質の結果の公表を行います。
- ◆ 定期的な施設のチェック体制を強化し、老朽化した施設を計画的に更新します。

## 1-2-3 都市環境の整備

## ① 都市景観の形成

- ◆ 住民発案による地域にマッチしたまちなみ景観形成を促進するため、景観条例を制定します。
- ◆ 個性的で魅力ある歩いて楽しいまちづくりを進めること、「美しいまちづくり重点支援地区」の建築物や広告物の改修に対する支援や電線類地中化を図ります。
- ◆ 「美しいまちづくり重点支援地区」への支援を行うことにより、地域住民のコミュニティの活性化や地域への愛着を深めます。
- ◆ まちづくり景観資産に登録されている建造物等の保存を支援します。
- ◆ 公共施設や道路等だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>\*1</sup>に基づいた整備を推進します。

## ② 都市空間の創出

- ◆ 用途地域別の土地利用を推進するため、開発指導・建築指導等の徹底を図るとともに、用途目的に対応した地域へ誘導を図ります。
- ◆ 秩序ある市街地の発展を期すため、実情に即した計画路線の見直しを行いながら、計画路線の整備を推進します。

## ※1 ユニバーサルデザイン

高齢者、障害のある人、妊婦、子どもなど、できる限りすべての人が利用可能となるように、製品、建物、空間をデザインすること。



### 第3章 基本目標(分野別目標)

#### やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
上水道有収率※1	H18	80.2%	84.4%	85.8%

#### みんなのまちをよくするために・・・

- 庭や自宅前の道路などに花などを植え、花いっぱい運動に参加しましょう。
- クリーンキャンペーンなどの環境美化運動に積極的に参加しましょう。
- 日頃から水道水の節水に努めましょう。



阿奈田ダム完成イメージ

#### ※1 上水道有収率

配水された水量(浄水場で作られた水量)のうち水道料金として徴収される水量の割合。有収率が高いほど施設の効率性が良く、低いほど不明水が発生する原因の究明と削減に努め、そのための適切な対策を講じる必要がある。

## 第3節 安全・安心なまちづくりの推進

第3部  
基本計画

第3章

第2節 基本目標1  
快適な生活環境の充実第3節 安全・安心なまちづくりの推進  
自然環境・生活基盤

### 現状と課題

- ◆ 本市の自然災害の主なものは、大雨によるがけ崩れや地滑り、台風による風水害が最も多く、海岸に密集した漁業集落での高潮による被害も本市の特徴的な災害の一つです。また、地形的に斜面が多く、住居地域の大半が傾斜地に形成されているため、危険箇所が多数存在しており、台風、大雨等による災害の危険性が高いといえます。
- これまでも、市民の防災意識の高揚を図るとともに、急傾斜地や河川等の危険箇所の整備を進めてきました。
- 今後も「平戸市地域防災計画」に基づき、総合的な防災対策を推進する必要があります。
- ◆ 近年、世界全体での同時多発テロ等、国際情勢も緊張を増し、我が国においても隣国からの弾道ミサイル発射実験など周辺事態においての危険性が高まったことから、武力攻撃事態やテロ災害等に対処するため、平成16年6月には「国民保護法」が施行されました。
- 本市においても、平成18年度に国民保護協議会を設置し、「平戸市国民保護計画」を策定しています。
- ◆ 本市の常備消防は、平戸地区に消防本部を置き、1署、4出張所で消防業務を行っています。非常備消防である消防団は、平成19年現在、34分団、団員数1,032人で構成されていますが、団員数は、条例定数を満たしていません。

今後は、消防庁舎、消防緊急通信指令装置の老朽化への早急な対応と、それに併せて消防無線のデジタル化が必要です。消防水利も、基準水利に対し充足率60.0%であり継続した整備が必要です。

また、団員の高齢化の進行や、仕事の都合で昼間に活動できる団員は約6割となっているため、団員の確保などが課題となっています。

- ◆ 平戸市消防本部管内での過去5年間の火災発生状況は、年平均約28件で、そのうち半分が建物火災です。また、火災による損害額は年平均約8千万円で、その97%を建物火災が占めています。

平成18年の救急出場は1,271件で、事故種別出場件数は、急病が最も多く813件で、全出場件数の64.0%を占めています。

市民の生命や財産を守るため、より迅速な出場体制と的確な対応が必要です。

#### ■火災発生状況

単位:件、千円

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
建物	20	14	16	10	9
林野	4	8	14	2	3
車両	3	1	3	2	2
船舶	0	0	0	0	1
その他	12	11	11	6	10
合計	39	34	44	20	25
損害額	58,715	154,976	105,877	57,919	21,762

資料:消防本部



### 第3章 基本目標(分野別目標)

#### ■救急出場の状況

単位:件

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
急 病	781	826	768	797	813
一般負傷	172	167	180	181	173
交通事故	96	91	81	72	76
その他	177	226	221	183	209
合 計	1,226	1,310	1,250	1,233	1,271

資料:消防本部

◆ 車社会が進展し、本市においても自動車保有総数は年々増加し、平成19年3月末で31,611台となり、また、本市を訪れる観光客の多くの方が車を利用するなど、市内の交通量は増え続ける一方です。交通事故発生件数は、平成19年で96件、死亡者数が2人、負傷者数が121人です。

また、道路は、幅員が狭い所や未舗装箇所、歩道の未整備箇所があるなど交通事故を誘発する恐れがある状況です。商店街は、路上駐車が多く通行の妨げになっています。

今後とも、交通安全意識の徹底や交通安全施設の整備、路上駐車対策を図ることが必要です。

#### ■交通事故発生状況の推移

単位:件、人

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
件 数	110	84	100	82	96
死 亡 者	3	1	1	4	2
負 傷 者	140	107	135	113	121

資料:市民課、平戸警察署

◆ 全国的に犯罪が増加傾向の中、本市の犯罪発生率は、比較的に低い水準にあります。生活様式の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進み、従来地域が持っていた犯罪抑制機能が低下しているように見えます。

これまで、犯罪を未然に防ぐため、防犯灯を設置するとともに、警察や防犯協会など関係機関と連携しながら防犯対策に取り組んでいます。

近年、振り込め詐欺、架空請求、悪質商法が多様化・複雑化し、被害額も多額化しています。さらには、計画性のないクレジットカードの利用などで借金を重ね返せなくなる多重債務者が増加しており、生活を脅かすほどまでの深刻な場合もあります。

こうした犯罪や市民生活の身近にある問題に対する被害を防ぐためにも、啓発活動、相談窓口業務の充実や地域コミュニティの強化を図る必要があります。



交通安全キャンペーン

## 市民の満足度（50項目）～市民アンケートから～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
地震や台風などへの災害対策に関すること	44.0%	消防・防災対策に関すること	75.4%
交通安全対策に関すること	60.2%	防犯対策の充実に関すること	44.0%

## 目標・方針

だれもが安全で安心して暮らせる環境を目指します。

## 施策体系



### 施策の内容

#### 1-3-1 総合的な防災対策の推進

##### ① 防災体制の充実

- ◆ 「平戸市地域防災計画」に基づき、総合的な防災体制の充実強化を図ります。
- ◆ 講習会、展示会並びに火災予防週間等の各種防災運動期間を利用し、市民の意識啓発や防災知識の普及を図ります。
- ◆ 地域における自主防災組織の育成指導や災害などの緊急時に迅速かつ的確に対処するための防災訓練を実施します。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者など災害時に援護が必要な人への避難の勧告、誘導、指示の伝達などを適切に実施するため、地域での協力者の確保や避難所の周知徹底など迅速かつ円滑な避難支援体制を整備します。
- ◆ 有事の際ににおける市民の生命、身体、財産を保護するため、「平戸市国民保護計画」に基づき、避難、救助、災害への対処等に関し、関係機関と強固な連携と協力により、迅速かつ的確に国民保護措置を総合的に推進します。

##### ② 防災対策の強化

- ◆ 急傾斜地や河川、海岸線等の危険箇所を県等の関係機関と連携しながら整備を推進します。
- ◆ 市内全域をカバーする防災情報システムを構築し、防災行政無線の整備充実などにより、災

害に関するさまざまな情報の的確な提供に努めます。

- ◆ 道路・公共施設の整備、関係機関との連携強化などにより、災害時の消防・救急・避難活動の円滑な稼動を図ります。

#### 1-3-2 消防・救急救命体制の充実・強化

##### ① 防火体制の充実

- ◆ 火災予防の普及を図るとともに、幼児・児童・生徒、婦人防火クラブ、事業所等に対し防火教室を開催し、防火意識の高揚を図ります。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者などに対する防火安全指導の徹底を図ります。
- ◆ 人的ミスによる火災を未然に防止するため、事業所等に対する予防査察の強化を図ります。
- ◆ 一般家庭の防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置促進を図り、出火防止及び出火による被害軽減に努めます。
- ◆ 女性消防団員の入団をはじめ、最大の課題である消防団員の確保に努めます。

##### ② 救急体制の充実・強化

- ◆ 救命講習会を実施するなど市民への応急手当法の普及啓発を促進し、救命効果の向上に努めます。
- ◆ 救急救命士の養成、高規格救急自動車及び高度救急医療資機材の整備充実を図ります。

- ◆ 医療機関との連携を密にし、救急体制の確立を図り、市民の救命率を高めます。

### ③ 消防施設・設備の整備・充実

- ◆ 老朽化した消防庁舎や消防緊急通信指令装置の更新と消防無線のデジタル化の整備を図ります。
- ◆ 消防車両の更新や機材の整備充実を図るとともに、消防水利未充足地域を解消するため、防火水槽、消火栓の計画的な増設を図ります。

### 1-3-3 交通安全対策の充実

#### ① 交通安全運動の推進

- ◆ 交通安全意識の高揚を図るとともに、交通指導員などによる立哨指導を実施するなど、関係団体と連携し、交通安全運動を推進します。
- ◆ 幼稚園・保育所・学校・地域において、幼児・児童や高齢者に対し、重点的に交通安全教育を推進します。
- ◆ 車両運転手や歩行者の立場で交通ルールを遵守するため、交通ルールの周知徹底を図ります。
- ◆ 交通事故に関する情報の提供と解決方法などをアドバイスする専門相談員による窓口を充実します。

#### ② 道路交通環境の整備

- ◆ 交通事故の防止と交通の円滑化のため、道路や歩道などの交通環境の整備に努めます。
- ◆ カーブミラーやガードレールの設置など交通

安全施設を整備します。

### 1-3-4 防犯対策の推進

#### ① 防犯対策の充実・強化

- ◆ 家庭や地域社会全体で安全・安心なまちをつくるという意識や行動が大切であるため、地域住民と地域に密接な団体、企業等が連携し、補導活動や相談活動の充実を図ります。
- ◆ 関係団体との相互の連携強化を図り、市民への防犯啓発に有効的な情報提供に努めます。

#### ② 消費者保護と多重債務対策の充実

- ◆ さまざまな悪質商法や多重債務問題について、区長会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、広範な啓発活動に努めます。
- ◆ 学校・地域・家庭・職場などさまざまな場所で消費者教育が受けられるよう、消費者教育を推進します。
- ◆ 消費者や多重債務者が気軽に相談できるよう、相談窓口業務の充実を図ります。



防災訓練

## やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
自主防災組織数	H19	17組織	25組織	40組織
消防団員数	H19	1,032人	1,052人	1,079人
救急救命士の養成数	H18	12人	16人	18人
消防水利充足率	H18	60.0%	63.6%	67.2%
交通事故発生件数	H18	91件	85件	80件

## みんなのまちをよくするために・・・

- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 救急救命講習会などへ参加し、緊急時の救命活動を行いましょう。
- 防火に対する意識を高めましょう。
- 交通規則を遵守し、安全運転を心がけましょう。
- 地域でいさつ運動や声かけなどを行い、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組みましょう。



防災訓練



防火パレード

## 第4節

## まちを支えるネットワークの充実

## 現状と課題

- ◆ 市内の国道は、204号が田平地区をほぼ海岸線に沿い、383号が平戸地区を南北に走っており、実延長50.0km、舗装実延長49.0kmです。また、県道は、主要地方道平戸田平線、平戸生月線など、実延長113.0km、舗装実延長98.0km、舗装率86.7%です。
- 市道は市内を縦横に結んでおり、実延長904.5km、舗装実延長801.1km、舗装率は88.6%です。
- ◆ 市内の道路は、車両の大型化による路面損傷が見受けられるうえ、複雑な海岸線に沿って走っている路線も多く、激しいカーブや道路幅員が狭い箇所も多い状況です。また、地域間に通じる幹線の未整備路線が数多く存在しているうえ、安全施設の未整備など危険箇所が散在しているため、計画的かつ効率的な整備を図る必要があります。
- また、市内から北松広域農道へのアクセス道路の整備を推進し、北松浦地域や佐世保市など周辺都市とのアクセス改善が求められています。
- ◆ 公共交通網の陸路としては、本市の玄関口である「たびら平戸口駅」を経由して佐賀県有田町と佐世保市を結ぶ松浦鉄道が、国道204号と並行する形で運行しています。
- また、廃止路線バスの代替であるふれあいバスは、自家用自動車の利用者の増加や人口

減少、少子化等により、年々バス利用者は減少傾向にあり、維持管理経費が増加しています。

一方、通勤・通学時間以外の運行数が少ないなどの問題もあり、市民ニーズや利用状況の的確な把握による全般的な運行経路、運行形態の見直しが必要です。

- ◆ 離島と本土を結ぶ航路は、平戸・大島間は公営フェリーが1日4便、民営フェリーが1日5便の計9便、平戸・度島間は民営フェリーが1日4便、宮の浦・高島間は1日2便が運航しています。島民の足としての利用のほか生活物資、車両、農水産物等の輸送手段として大きな役割を担っています。

離島の市民にとって日常生活において欠かせない唯一の重要な交通手段であるため、航路維持と利便性の向上が求められています。

- ◆ 近年の情報通信技術の飛躍的発展は、経済、産業分野はもちろん日常生活や社会生活全般に大きな変革をもたらし、高度情報化社会を現実化させつつあります。本市においても、インターネットの普及は、時間や場所などの物理的制約を排除し、事業機会の拡大、生活利便性の向上、行政における住民サービスの向上など、大きな可能性を秘めています。

# 3 基本計画

## 第3章 基本目標(分野別目標)

しかしながら、本市のブロードバンド<sup>\*1</sup>環境については、A D S Lサービスは提供されていますが一部の地域では利用することができます。また、光ファイバーやC A T V（ケーブルテレビ）などを用いた超高速ブロードバンドのサービスは全く提供されていない状況にあり、情報の地域間格差が生じています。

- ◆ 本市が厳しい地域間競争を勝ち抜き、発展していくためには、産業振興、観光振興、医療・福祉、防災及び行政サービスの高度化な

ど多くの分野とも深く関わりを持つ高速大容量通信基盤の早急な整備が極めて重要と言えます。

また、地上波デジタル放送<sup>\*2</sup>が始まり、本市においては、2008年までに放送開始予定となっています。しかし、2011年7月に現行アナログ放送が終了することから、C A T V、共聴施設の地上波デジタル放送への対応も取り組む必要があります。

### 市民の満足度（50項目）～市民アンケートから～

項目の名称	満足度	項目の名称	満足度
生活道路の整備に関すること	47.8%	国・県道の整備に関すること	51.0%
市内の公共交通（バス、船、鉄道）の充実に関すること	45.6%	市外との公共交通（バス、船、鉄道）の充実に関すること	43.1%
港湾の整備に関すること	82.7%	情報通信基盤の整備（インターネットやケーブルテレビなど）に関すること	48.4%



松浦鉄道・たびら平戸口駅（日本最西端の駅）

#### ※1 ブロードバンド

通信回線の容量を拡大し、一度に大量のデジタルデータを双方向に伝送できる高速大容量通信のことで、代表的なものとして「光ファイバー」「C A T V（ケーブルテレビ）」「A D S L（非対称デジタル加入者線）」などがある。

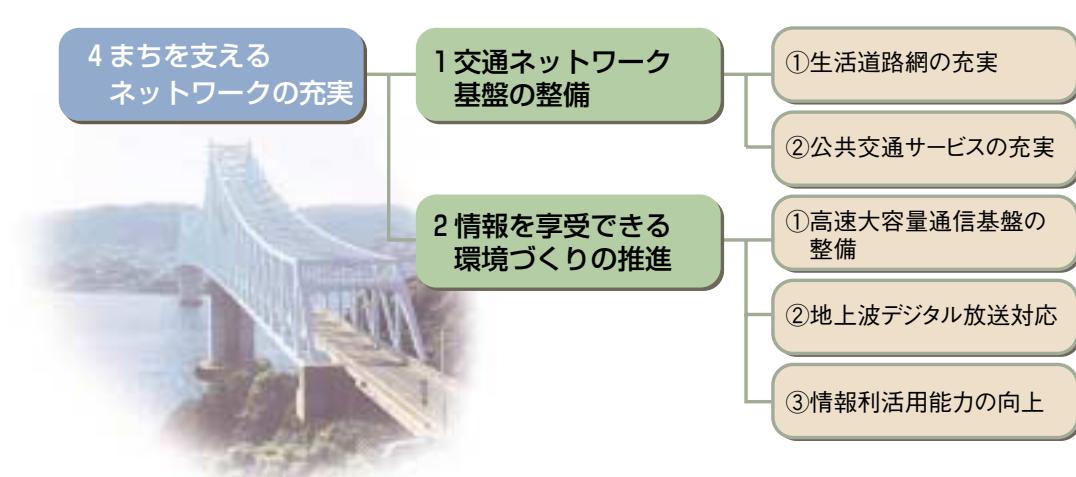
#### ※2 地上波デジタル放送

地上のテレビ局からのデジタル方式の放送。大量の情報送信が可能で電波を有効活用できることから、高画質・高音質、複数番組の同時視聴などのメリットがある。

## 目標・方針

人・地域・情報を結ぶネットワークが充実した環境を目指します。

## 施策体系



## 施策の内容

## 1-4-1 交通ネットワーク基盤の整備

## ① 生活道路網の充実

- ◆ 国・県道については、未整備区間の拡幅改良や安全施設の整備を、関係機関と連携しながら積極的に国・県に要請します。
- ◆ 市道については、特に通学・観光道路などと位置づけられる幹線道路は、重点化を図り、安全性、快適性に配慮した整備を計画的に進めます。
- ◆ その他の市道については、緊急を要する路線、

安全施設の設置、バリアフリーなどの道路状況の把握に努め、計画的な整備を図ります。

- ◆ 橋梁については、老朽化が著しいものから優先的に補修等の整備を計画的に進めます。
- ◆ 北松広域農道へのアクセス道路の整備を図ります。

### ② 公共交通サービスの充実

- ◆ 地域住民の生活路線確保のため、公共交通事業者への支援の充実を図ります。
- ◆ 松浦鉄道については、車両の更新など、近代化設備整備への支援を行います。
- ◆ 路線バスについては、交通弱者といわれる高齢者や障害のある人、児童・生徒などの交通の利便性維持・向上に努めながら、市民ニーズや利用状況を的確に見極め、運行経路、運行形態の見直しについて検討を進めます。
- ◆ 離島航路の確保を図るとともに、利便性や快適性の向上に努めます。
- ◆ 交通船運営については、民営化等の検討を進め、経費節減に努め健全経営を図ります。
- ◆ フェリーが安全に離着岸できる港湾施設の整備にあわせ、待合所の整備などターミナル機能の充実を図ります。

### 1 - 4 - 2 情報を享受できる環境づくりの推進

#### ① 高速大容量通信基盤の整備

- ◆ 国が進める u-Japan政策<sup>\*1</sup>のもと「いつでも」「どこでも」「何でも」「誰でも」つながる情報化社会に対応するため、通信事業者と連携し、光ファイバー網や ADSLなどの高速ブロードバンド環境の整備を推進します。

#### ② 地上波デジタル放送対応

- ◆ 地上波デジタル放送に対応するため、大島地区的CATVの施設設備を改修するとともに、共聴施設のデジタル化に向けた検討を進めます。

#### ③ 情報利活用能力の向上

- ◆ 市民誰もが ICT (情報通信技術)<sup>\*2</sup>を活用できるよう、NPO法人等と連携を図りながらパソコンや携帯電話等における情報発信や情報交換などの情報リテラシー（利活用能力）の向上に努めます。

### やらんば指標（成果指標）

指標の名称	年度	現況値	中間目標値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)
市道改良率	H19	41.2%	43.7%	45.0%
市道舗装率	H19	88.6%	94.3%	100.0%
プロードバンド世帯割合率	H18	89.0%	96.0%	98.0%

#### ※1 u-Japan政策

これまでの有線中心のインフラ整備から、有線・無線の区別がないネットワーク環境への移行を目指すe-Japan戦略を受け継ぐ国のICT戦略

#### ※2 ICT (情報通信技術)

Information and Communication Technologyの略語で、情報や通信に関する技術の総称。従来のITに替わる名称



平戸瀬戸を航行する第二フェリー大島